

平成 22 年度第 11 回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時)平成 23 年 1 月 14 日(金)13:15~17:15

(開催場所)エスポワールいわて 2 階 大ホール

1 開 会

2 あいさつ

森杉専門委員長

3 議 事

(1)大規模公共事業の再評価について

・津付ダム建設事業(継続審議)

・築川ダム建設事業(継続審議)

(2)その他

4 閉 会

出席委員 森杉壽芳専門委員長、倉島栄一委員、佐々木幹夫委員、堤研一委員、
平塚明委員

(8名中5名出席)

1 開会

<事務局から委員8名中5名の出席により会議が成立する旨の報告>

2 あいさつ

森杉専門委員長 年明け早々お集まりいただきましてありがとうございました。本日はパブリックコメントの結果についてのご説明と、それに対する県の対応、意見という内容について討議をお願いしたいと思っております。また、委員会として、次回、31日に意見聴取をする必要があるかどうかということも本日、パブリックコメントとともにご議論いただきまして、決定したいと思っております。意見聴取を希望しておられる方が一人おられるということを県から聞いております。そういう状況でございますので、本日はパブリックコメントの内容と県の対応等についてのご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 議 事

(1)大規模公共事業の再評価について

・津付ダム建設事業(継続審議)

森杉専門委員長 議事の1、津付ダム建設事業の継続審議ですけれども、議事に入る前に、合理的に審議を進めるために、いつものとおり前回までの審議の振り返りと審議論点の確認を行います。事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局から資料 1 により津付ダム建設事業に係る審議経過等について説明（なお、資料 3 については、津付ダムと築川ダム共通の回答となっているため、資料 6 の説明の際に併せて説明する旨説明）>

森杉専門委員長 今回の説明は全部津付ダムのところですね。ご質問、ご意見ございませんか。

それでは審議に入ります。議事の 1、資料 2 ですけれども、津付ダム建設事業の県基準の評価についての説明をお願いします。

<河川課から資料 2 により津付ダム建設事業再評価補足説明資料〔県基準〕について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。質問が何であって、何が結論として出てきたか、もう一回まとめていただくとわかりやすいですけれども。この計算結果はわかっていますが、そのところをまとめてくれますか。

河川課及川河川開発課長 前にお示しした計算結果が、ダムの計画と比べてかなり小さい結果となりました。

森杉専門委員長 集中豪雨についてのシミュレーションを前回やりましたと。その結果、流量が非常に小さかったと。

及川河川開発課長 集中豪雨のシミュレーション結果の流量がダムの計画のものとは比べて小さかったということで、その流出率が小さすぎないか確認をしてくださいというお話をいただきました。ダムの流出モデルには、貯留関数法の 1 次流出率というものがございます。それが 2 ページ目の右上のところ分割流域の定数というのが書いてございます。この表の真ん中ほどに「1 次流出率 f 1」という項目が載ってございます。これが貯留関数法でいうところの 1 次流出率で、0.3 というものを見ております。

森杉専門委員長 それで結果がどうであったかを言っていたかかないとわからないのですよ。

及川河川開発課長 計算結果で出た流量に対して合理式というので当てはめてみたら流出係数が 0.3 くらいで、実績の降雨量と流量の関係から流出係数をはじいてみたら 0.2 くらいだったので、それほど大きな違いがないので、計算結果はおおむね妥当ではないかと考えられます。

森杉専門委員長 前回の計算結果は妥当であることが今回の結論として出たということですか。そういうことでよろしいですか。

及川河川開発課長 はい。それともう一点は、前回は集中豪雨を 30 平方キロメートル程度の流域に降らせて、その他の流域は、実際に洋野町で集中豪雨が起きた近傍の雨量観測所の 24 時間最大雨量 100 ミリという雨量を降らせてみて流出計算をしたのですが、今回は全流域に同じく 232 ミリという雨量を降らせてみたらどうなるか計算しました。

森杉専門委員長 集中豪雨のパターンをいろいろ計算しましたところ、一応、全部、流出率は 0.3 くらいで、計画流量そのものの値に対する大きな影響は与えていないような状況というシミュレーションが出たと、こういうことですか。

及川河川開発課長 そうです。

森杉専門委員長 そのこのところを言っていたかないと、基本がどうなのかわからないのですよ。

そうすると、現在の計算は一応、妥当なものであるということですね。よろしいですか。

倉島委員 想定されている、最近話題になっている集中的なゲリラ豪雨みたいなものにも十分耐え得るという説明として受け止めました。

森杉専門委員長 他によろしいですか。今の審議論点は津付ダムの場合、論点が一応終わったことになります。

パブリックコメントの報告がまだですので、この後はパブリックコメントの内容を中心に審議を進めていきたいと思えます。津付ダムの論点についての審議は終了します。パブリックコメントの内容についての説明をお願いします。各専門委員には事務局のほうから事前に意見等の内容が送付されていきましたので、説明に際しては20分程度でポイントを押さえた説明をお願いします。説明を受けた後に、専門委員会としての考え方を検討し、整理したいと思えます。また新たな論点があるかどうか、あるいは、更に意見を聴取する必要があるかどうか等についても留意して説明を聞いていただきたいと思います。

なお、先ほど説明がありましたが、議事関係者からの意見聴取につきましては、今年の専門委員会で地元行政、氾濫区域の民間会社や住民の方、広田湾の漁業者の方の他、市民団体の代表から意見を聴取しているということでございます。今回につきましても、例えば意見の内容が、ただ「反対です」というだけではなくて、科学的事実認識などに基づいて論点が明確になっているようであれば、専門委員会としても、専門的な見地からなぜそのように考えているのか、というような意見を聴く意義があるのではないかと考えておりますので、そのようなこともお考えのうえで、パブリックコメントの内容につきましても説明を受けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

<事務局から資料 4により津付ダム建設事業に係る県民意見募集の実施結果の概要について説明>

森杉専門委員長 今から説明を受けるのは、県基準も国基準も一緒に審議を行うということですか。そこはどうなっていますか。

政策推進室荒澤主査 別紙1、別紙2というふうに分けて、別紙1が県基準に関する意見、別紙2が国基準に関する意見というふうに分けてございます。

森杉専門委員長 これから行う議論は県基準だけですか、それとも議論は一緒にやるのですか。意識として、どちらで話しておられるのかわからないということですが、知りたいのは。

荒澤主査 まず最初に県基準の分、そのあとに国基準の分の説明になります。連続するのですが、内訳がわかるように説明します。

<河川課から資料 4により津付ダム建設事業に係る県民意見募集の実施結果の詳細〔県基準（別紙1）及び国基準（別紙2）〕について説明>

森杉専門委員長 ありがとうございます。今、パブリックコメントの中身と、それに対応する県の考え方をご説明いただきました。審議のほど、お願いしたいと思います。ご質問でも結構ですし、県の意見に対して基本的によろしいとか、あるいは問題があるのではないとか、そういうご指摘でも結構です。意見聴取を行いたいという希望は、この中にはなかったのですね。津付ダムに関してはなかったということでもあります。そういうことですので、皆様方のご質問、ご審議をお願いいたします。

では当面、私のほうから。別紙1の2ページ、項目13、道路工事が進行中だが河川への影響がひどいと書いてありますね。これに対する回答は、その中では付替道路工事の影響についても検討していますとありまして、河川への影響がひどいという事実があるのか、ここではわからないのですが、どうなっているのですか。この事実が間違いということですか。

及川河川開発課長 この御意見を伺ってから現地を確認したところ、そのような事実は確認できないということでした。

森杉専門委員長 では、この事実が間違っていると思われるということね。

及川河川開発課長 どこの地点での影響をお話ししているのかわからないのですが、ダム現場からは出ていないということです。

森杉専門委員長 道路工事です。道路工事からは出ていないということですか。

及川河川開発課長 はい。そういうことです。

森杉専門委員長 わかりました。

平塚委員 今の13番、14番もそうですし、国のほうの4番、16番もそうですけれども、1月31日に回答いただけるという質問の一部は私がメールで送ったものです。

環境に関して、いわゆる環境影響評価(アセス)の報告書を拝見しましたがけれども、ここでいろいろパブリックコメントが出ているように、「環境への影響に関する部分は十分なデータがあるとは言えない」と私も思います。これはおそらく相当の時間と手間をかければわかる部分と、それでもわからない不確実な部分がかかり残ります。どうしてもそれも含めて最終的な判断をしなくてはいけないと思います。ここにあるようなお答えですと、例えば私も別の形で関わっている部分ですが、希少種についてはうんぬんと書いてあります。しかし、それだけではなく、ダムが川の連続性を少なからず寸断することは実際あるわけです。ところが、環境影響評価書を読むかぎりには、そういう移動性のある生物たちに対する影響という部分のデータは極めて少ない。あるいは、最終的に推測のうえに推測を重ねて書いておられます。私も書く立場はわかりますから、その辺はかなり厳しいだろうと思いながら拝見しましたがけれども、まず、ここまでのデータはあるけれどもこれ以上はわからないということ、もう一回、きちっとどこかで説明されたほうがいいと思います。そういうリスクを含みながら、ではどこまでなら許容できるかということについて、もう一回きちっとした説明が、すべての人に対して必要でしょう。そうでないと、いつまで経っても、この議論でぐるぐる回っているだろうと思います。

それから、コメントと答えがちょっとずれていると思う部分は、水質についてです。例えば「工事」の間に濁水が出て影響があるというようなことがお答えの中にありますけれども、むしろ、いわゆる「供用」、実際にダムが出来上がったとしたら、そのあとにダムを使いながら、例えば大きな洪水がきた場合に、あるいは普段、どのように水が流れている

か、土砂が供給されるかということが重要です。その部分についての話も十分な調査データに基づいて書かれているものではないと、私も言わざるを得ません。また、先程の県の答え「川から海への影響はない」に対して、国はあるとしています。確かにこの辺は専門家の間でも随分大きく見解が分かれていますし、正確なデータがない分野だと承知していますけれども、まずは、そういう危険性がかなりある、危険性というか実際にダムが存在によって海への様々な物質供給について影響があり得るのだということを前提に、もう一回、見直されたほうがいいのではないかと私も思います。

森杉専門委員長 最後のところですが、僕が知っているかぎりにおいては、去年の段階で調べたことは、とにかく、ダムの建設によって水質が悪化するようなことはないですよということは調べました、ということになっていますね。だから海への影響は、影響があるとしても、一応、ほとんどないということになっています、というふうな書き方をしていると思うのですよ。その点について平塚委員のご意見は、どんなふうに書き直すといいとお考えですか。それをお聞きしたかったのです。前半の部分のご意見はわかりました。後半の海への影響があるかないかは、我々も知りませんよと。はっきり言うと、県はこう言っているのですね。だけど、ダム建設の水質への影響はほとんどないですよ、と言っているのですね。そういうことに関して、書き直せと言われるので、どういうふうに書き直せばいいかなと、県が困るのではないかと考えて質問したのですけれども、実は。

平塚委員 県としては、わからないというお答えなのですか。

森杉専門委員長 県は、水質への影響はないですよ、と言っているのですね。

平塚委員 水質について、例えば何が含まれているかということもありますし、どのような懸濁物が下流に流れて溜まっていくかということも含めて、その答えは既にきちっと出ているということでしょうか。

及川河川開発課長 別紙2の1ページ、国基準の4番のところのことかと思うのですけれども、築川ダムは水を貯めるダムですし、津付ダムは水を貯めない、常時は水が通過する流水型ダムでございます。上流から入ってきた水、土砂は基本的にそのまま下流に流すというダムですので、その水質にどのような影響があるかということ、ほとんどないのではないかと考えています。

平塚委員 まさにそこで、津付ダムは穴あきダムということですね。確かに、閉めきったダムとは随分違うだろうなということは、当然予測されるのですが、では具体的に日々の流量とか、沈殿物とか、あるいは掃流される、運ばれるものがどういうふうになっているかという具体的なデータを私は見ていないです。それはどこに書いてあるのでしょうか。それがないと、穴あきダムだから環境に対しては大きな影響がないということに、なかなかイエスとは言いづらいです。

森杉専門委員長 それは予測ですから、全く予測していないと思うのですよ。そういう予測を具体的な量として出すということは、環境アセスメントなどでもオブリゲーションになっていませんし、そういうデータを作ること自身、かなり難しいのではないですかね。申し訳ないですけれども、平塚委員には一度、ご相談に乗っていただいたほうがいいですかね。具体的に、どのような調査をやったものをどんなふうに整理するといいか、ということ。31日の専門委員会にも平塚委員からの質問に対する説明として資料が出るのですね。その時の説明と連動して、ご指導いただけますかね。具体的にデータもあるところも

あって、それがどういう状況になっていて、それに対するコメントとしてどうあるべきか、というふうなご指摘をいただいたほうがいいかもわかりませんね。平塚委員、そんな形でお願いできますでしょうか。

堤委員 別紙2の国基準の4ページの21番ですね。先ほどご説明いただきましたダムあり計画だと135億円、河川改修だと99億円というご説明で、治水安全度30分の1であればそうなのだが70分の1だと逆転するというお話でしたね。国の基準の基本的な考え方という基準の参考が、前回、第9回の資料3、20ページの最後のほう、国の総合的な評価の考え方に書いてあるのですが、読みますと、「一定の『安全度』を確保することを前提としてコストを最も重視する。」というふうに国の考え方があると。この河川整備計画というのは、30分の1ことを言っているのか、70分の1のことを言っているのか。整備基本方針というのが70分の1で、整備計画が30分の1だというふうに理解しているのですが、そこの絡みで、コストを最も重視すると言っているのは、どこで考えればいいのか、教えてください。

及川河川開発課長 コストを最も重視するということはそのとおりですけれども、コスト以外に何か要因があれば、コストが高くてでも選択の余地があるというふうなことです。そこでコストは確かにそのとおりですけれども、コストと同列で重視しているのが、片括弧2の「一定期間内に効果を発現するなど時間的な観点から見た実現性を確認する。」というところで、コストよりも時間の実現性という観点からダム案を選んでいるという状況です。それと、70分の1については、国基準は整備計画の話ですから、国基準のところで書くのは適切ではないのかもしれませんが、すみませんでした。

堤委員 ですので、ここのご意見、135億円より99億円だから節約できるという話は、これはこれで単純にいけばそういうことですよ。その他を総合的に勘案して、ダム案がいいというふうに言っているのであるから、70分の1だから、ダムよりも改修費が多くなるので、という答えはちょっと違いますよね。

及川河川開発課長 おっしゃる通りです。

堤委員 わかりました。その他のことを検討し、考えているということですね。時間的なものというのは、例えば20年以内の早期の治水安全度が確保されることを勘案したら、ダムのほうが早くできるから、30年では、ダムのほうの費用が高いけれどもそっちを選んでいる、というような答えですか。わかりました。

森杉専門委員長 もう1つ、私のほうからの質問ですが、どこかで治水安全度の考え方とか、あるいは治水安全度を見直すべきではないか、という意見がありましたね。これに対して、県のほうからの回答の意味、事実こうやっているのだ、ということはわかります。私の知っているかぎり、この専門委員会でも、治水安全度について見解を問うというふうなお話は何回かあったのですけれども、去年もそうだったのですが、これは知事の認可事項だから、例えば県の全体の予算をさわりたいというようなことだから、これは、この専門委員会で検討する内容とはしない、というのが前回の段階での専門委員会としての合意だったと思います。

私としては、その時に合意しましたので今回も合意したい、賛成したいのですが、治水安全度の見直しというのは、何回も何回も、ずっと課題としてあがってくるのです。回答としてはこんな感じで、はっきり言うと、見直す気はありませんと言っているのです。

これはもう権限があるかどうかもわからないようなところですね。これはどう考えればいいだろう、ということですけどもね。これは県の施策中の施策ですよ。県政の中心課題の目標ですから、どう見ても事業評価の（妥当性を審議する）専門委員会の段階でちょっとできそうもないね。やるとしたら、全体を見直さなければならぬでしょう。1つの河川だけの見直しでは絶対にだめですよ。どう見ても、ここの専門委員会でチェックできることではないですね。そうすると、いつも困るのですが、この意見に対しては、僕らが県知事のほうに、一度、（治水安全度の）見直しをやってくれないかということをおっしゃるかどうかが、ということですかね、やるとしたら。

堤委員 費用がかかる、時間がかかるという観点からいくと、治水安全度を動かさないかぎりには、一向に何も変わらないというか、答えは決まってくるわけですね。ですので、コスト重視だとか時間重視だとかやっていると、結局は、ダム案の現行案にいかざるを得ないのではないかと、というのが今の私の気持ちなのです。でも、津付は基本方針が70分の1で、整備計画は30分の1ですけども、築川は100分の1だと。100分の1は70分の1にしたらどうなるのだとか、100分の1を50分の1ではだめなのかと言いたいのですが、それは変えてはだめだということであれば、費用はこれぐらいかかります、期間はこれぐらいかかります、と言われれば、はいそうですか、と言うしかないのでは検討の余地がないですね。

ですので、お金もない、そして早くやりたいというのであれば、そこを下げて、当面のここの段階までやったらどうですか。今回、70分の1のうちの30分の1という整備計画があるけれども、築川でも100分の1のうちの50分の1とか、そういう計画にして進めることができないのであれば、もうやってもしょうがないし、絶対にできないのか、あるいは県は70分の1とか100分の1の基本方針を変えられるのか。あるいはこの委員会が、変えることを検討すべきと言える委員会なのかというのは悩ましいので、私もそこがはっきりしないかぎりには、いろいろな話がここで止まってしまうな、という気はしています。

森杉専門委員長 後半のところの堤委員の意見はわかるのですが、前半の部分の治水安全度を変えたときにどのような工事の仕方があるのかということは、今のところ、整備計画で対応するというようになっておるのですね。だから、まず治水安全度というのは、基本となる目標として、100年のうちに達成するかもしれませんが、そういうものが設定してあって、当面どうするかということが整備計画ですから、今も制度の中にあるのですよ。だから、例えば今回の築川ダムのように100分の1ですけど、場合によっては整備計画として、当面50分の1を目指しましょう、というような計画もあり得るのですね。あり得るけれども、県としては、この場合はすぐできるから、そんな整備計画はなくてもいいと。そのまま整備計画イコール基本計画だと、こういうふうな割り切りをしているのですね。

だから、前半の部分のお話は整備計画の問題ですから、可能性は十分ある、そういうことができるのです。ただ、基本方針の70分の1とか100分の1は、依然として金科玉条になっているのですね。

堤委員 整備計画は変える可能性はあるのですか。

森杉専門委員長 もちろん可能性はあると思います。

堤委員 そのの意味合いがちょっとわからないですけども。

及川河川開発課長 基本方針というのは、将来のこの河川のあるべき姿をまず決めます。その実現には時間も金もかかるので、当面 2、30 年の計画を作っていきます。社会経済情勢もあるでしょうから、途中で見直しをして、そういう 2、30 年の整備計画を積み重ねていくことによって、最終的な目標である基本方針を達成しましょうというのが、今の河川法の精神です。

森杉専門委員長 そうということですね。一応、整備計画は動かしていい、これは大丈夫ですよ。

どこかで見直しを必要とするのですかという議論は、この問題はやっぱりできない、どうも無理ですね。どこかでなされる必要があるのかもしれませんが。

佐々木委員 いろいろな現場や河川を見たりしてきましたけれども、今回、現地へ行って対象地を直接見てきました。下流には陸前高田市という大きな街があり、そこでは 3,000 戸を超える家屋が洪水の被害にあうことが考えられ、洪水のたびに安全な暮らしと生命、財産が脅かされている状況が良くわかりました。河川の増水により破堤等何かあれば安全に暮らせないということだったので、未だにこういう街が下流にあり、治水対策が急がれる流域であるとの印象を受けました。今でも、ほぼ毎年、雨が降ればあふれる可能性のある個所があって、そこにみんな駆けつけて土嚢を積むという現地も確認しました。いろいろなところを専門家として見てきた経験から言うと、治水安全度 70 分の 1 はこの流域においては妥当、ぎりぎりに低くみても 50 分の 1 ぐらいになり、高くみれば 70 分の 1 より高くてもいいくらいです。だから、繰り返しになりますが治水安全度 70 分の 1 は妥当な線です。ですから、県の基準は意外といいところをいっていると思います。流域にはこういう市街地があるからとか、ここの流域の特性、人口や社会構造等を見て治水安全度を出していますから、県基準は意外といい線いっていると思います。

森杉専門委員長 なるほど。そういう観点での審議の対象にはなる、ということですね。おっしゃることは、全部を見直せとなると無理だけど（審議対象事業の治水安全度が）妥当かどうかというチェックはできそうだということですね。

佐々木委員 そうということですが、もし変えたとすれば、全国のそういう考え方を全部変えなければいけないです。他の県では、このくらい守ってくれるのに岩手県はなぜ守ってくれないのだと、そうならないようにしなければいけないところだと思います。

森杉専門委員長 では、見直すということではなくて、ある程度、妥当かどうかの審査はここでいまして、その結果に基づいて、必要ならば意見を申し上げることをやるかどうか、ということですね。そうすると、いままでの議論では、一応、県の安全度については妥当と考えていいのではないかと、というのが現在の判断であると。また、妥当でないとしても、それを著しく見直すべきだという申告ができる状況ではないということに収めておきたいと思います。

よろしいですかね。ありがとうございました。

佐々木委員 こういう計画、つまり、治水安全度の長期計画はきちっと持つことが重要です。この流域では、一応、70 分の 1 の治水安全度で整備していきますという計画になっています。そういう計画を持っていないと、そこに進まないですよ。現在は、当面、30 分の 1 でこうしますという河川整備計画を合わせてもって進めることになっています。国でもいろいろな県でも、いままでの河川事業の進捗状況を見ますと、財政が厳しくなった

りすると、河川堤防の整備等そういうところにはお金を注ぎ込めなくなったりして、国でも50年でやれそうなところでも100年たってまだ終了していないところがあります。ただ、計画としてはきちっと持っていなければだめだと思います。これは、安全に暮らせる土地を県なり国なりがどうやって保障していくかという問題になっていきますので、それはきちっと持っておかなければいけないと思います。以上です。

森杉専門委員長 他にどうぞ。よろしいですか。

パブリックコメントのご意見とその考え方について、県から見解がありましたが、平塚委員のほうからありましたことは、具体的にどこまでがわかっていて、どこまでがわからない状況であるか、環境関係はもっと具体的に記述してくださいというご指摘だと思います。できるだけ1月31日の時の環境等への影響についての補足説明と連動した格好でお願いしたいと思いますので、ご指導を受けながらやってみてください。よろしく。

他の件は一応、承認されてきていると思います。意見聴取の必要があるかどうかにつきましても、この状況ではなさそうですので、津付ダムにつきましても意見聴取はやらないという方向で決めておきたいと思いますが、特に意見聴取として、こういう人から聞いたらいいのではないかということがございましたら、どうぞお話しください。よろしいですか。

それでは、津付ダムにつきましてもパブリックコメントと意見聴取についての審議を終わります。

先ほど、追加の説明事項として1月31月に説明する分がありますが、方向として審議論点は、ほぼ出揃っている状況という感じですね。環境等への影響が大きな問題として残っておりますが、今、決めるわけではないですけれども、当面、基本的な方向としては県の方針のようになっていくという想定を、私はしたのですけれども、そういう状況であると思っています。

以上で津付ダムの審議を終わり、次は築川ダムですが、10分間、休憩します。

(休憩)

・築川ダム建設事業(継続審議)

森杉専門委員長 再開いたします。

次の議題は築川ダムです。先ほどと同様に、前回までの築川ダム建設事業の審議の振り返りと築川ダムの審議論点の確認から始めます。事務局お願いします。

<事務局から資料 5により築川ダム建設事業に係る審議経過について説明>

<事務局から参考資料 1により大規模事業評価専門委員会審議等スケジュールについて説明>

<事務局から参考資料 2により市民団体等からの申し入れ書等について説明>

森杉専門委員長 ご質問、ご意見よろしいですか。どんどん進めたいですが、我々としてはパブリックコメントに対する県の対応についての審議と、もう一つ、今のような意見陳述の提案に対して、我々としてどうするかを決めなければなりません。この2つです。

よろしいですね。

今度は国基準ですが、築川ダムの国基準の評価について補足説明をお願いします。

< 河川課から資料 6 により築川ダム建設事業の検証に係る検討〔国基準〕について補足説明（併せて資料 3 により津付ダム建設事業の検証に係る検討〔国基準〕について補足説明） >

森杉専門委員長 ありがとうございます。討議すべき内容は、当面の暫定計画として設定した低めの治水安全度を最終計画とした場合についてシミュレーションしてみましたというのが1つ。もう1つは計画規模、治水安全度をどんなふうに決めているかというマニュアルの紹介ですね、というふうなことをいただきました。ご審議のほどお願いいたします。

治水安全度を見直すと言ったら、このマニュアルの数字の見直しが必要ではないか、という話になってくるのですね。

及川河川開発課長 そうですね。（県全体の）バランスを考えるためにこの資料を作ったわけですから、これを下げると全体の治水安全度の対応が変わってきます。

森杉専門委員長 このマニュアルを変えると全部が変わってくる、そういうことなんですね。

堤委員 いままで、この治水安全度を決定するためのこういうもの（マニュアル）はなかったのですか。「案」というのは、今回、例えば、ということで作成されたのですか。

及川河川開発課長 これは平成15年から16年にかけて、河川課で検討したものでございます。それまでは、国から出されている基準はあるものの、実際は、全国、各県で治水安全度の決め方が違っていたし、客観的な指標で決めていない部分もあったということで、県内バランスといった時に、どういう指標でバランスを取っているとか、既に設定している治水安全度をある程度この基準に当てはめても整合性が図れるような指標を作りました。これから決める時にはこれを目安にして決めれば、おおむね全県の河川のバランスはとれるのではないかと思います。大昔からあったものではないです。事業再評価、B/Cとか算定するようになったのは、河川改修を含めてそんなに昔の話ではなく、平成12年あたりからB/Cの算定が始まりまして、氾濫区域内の資産などをきちんと拾うようになったので、そういうデータが数年蓄積されたこともあり、平成15年に検討を始めたということでございます。

森杉専門委員長 それでは、これに基づいて、すべての県内の計画目標というか、計画治水安全度の見直しを、この資料を適用してみて適切かどうかのチェックもこの時に行ったのですか。平成15年にもやったわけですか。その結果が、今の状況になっているということですか。なるほど。

及川河川開発課長 当然、すべては合いません。過去に決めた治水安全度は法定計画なのでそれを尊重しながら検討しました。

堤委員 たまたま100分の1と70分の1になったのですかね。たまたまと言うのは失礼かもしれませんが。

及川河川開発課長 気仙川につきましては、基本方針を作ったのは平成11年ですね。こ

の基準を作る前に70分の1が決まっていたので、気仙川も含めてバランスを調整しているということになります。

倉島委員 これは岩手県だけではなくて、全国的に、県で似たような基準というのが決まっているのでしょうか。というのは、例えば50分の1の雨でも、岩手県であれば、48時間だったら200ミリをちょっと超えるぐらいだと。四国あたりに行くと300ミリぐらい降る。そういうところでかなり違ってくると思うのですけれども、他県との、例えば気候の似かよった、ここは内陸ですけれども、そういうところと整合性がとれているというか、大体同じような基準でやっておられるのでしょうか。

及川河川開発課長 県でまとめた案が全国的に使われているかという点、全然違うと思います。これは本県だけの案でございます。確かに全国的なバランスという意味では、国から基準が出ていまして、例えば1級河川の主要な区間だと200分の1以上とか、100から200分の1とか決まっていますので、通常は県管理河川ですと、50分から100分の1というのが県管理の都市河川の一般的な値のようですので、大体その範囲に入るように各県とも決めているということだと思います。

倉島委員 河川工学の教科書的な本を見ると、大体おっしゃるようなことを書いておりますね。もう一つ、細かいことですが、7ページの、この意味がちょっとわからなかったのですけれども。既往洪水の際の雨量を調査し、その確率評価をするのはいいのですけれども、次に、代表的な雨量観測点における既往第1位の雨量を調査して、既往第1位の確率評価の規模が100分の1を超える場合は次のデータを評価する。このプロセスがよくわからないのですけれども、100分の1を超えた場合、次の降雨が例えば30分の1だったら、それを採用するとか、そういうふうに読んでしまうのですけれども。それと、確率評価との関係がよくわからないので、すみません。

及川河川開発課長 県の計画というのは、現在、100分の1以下という計画でございます。100分の1を超える雨というのは確かに既往最大で、昔であれば既往最大主義をとっていましたが、その安全度でいくという考えもあるのですが、現在は確率の安全度をとることになっていますから、計画規模を超えるのはあくまでも超過洪水だということで、計画としては採用しませんということが基本です。気仙川の場合は、50分の1程度でした。あとは他の指標も含めて総合的に判断するということでございますので、超過洪水を棄却して、2番目を使うという意味です。

倉島委員 その2番目の雨が100分の1を超えないということで、70でも50分の1でも、それは採用するという考え方ですか。ちょっと解釈がよくわからないのですけれども。

及川河川開発課長 基本的には2番目を使うということです。

倉島委員 基本的に2番目をお使いになると。いつか見せていただいた確率紙、築川ですか、間違いなくきれいに直線上に乗っていて、そのうえ、なおかつごていねいに、岩井や積率ハーゼンといったいろいろな方法で3つ4つ線が引いてありましたけれども、ああいうふうにして99%のところを落として決めているわけですね。100分の1であれば。それと、既往最大あるいは既往2番目との考えの整合性がよくわからない。どんな手法を使ってもいいと思うのですけれども、あくまでも確率紙にプロットされた、既往の雨量データから100分1なりを割り出すことと、既往最大あるいは既往2番目をお使いになるという整合性がよくわからないのですけれども。

及川河川開発課長 実績雨量をプロットしますと、100分の1の線よりも上にいっているというもので、そもそもそれは計画として使っていないことを表しているのを棄却されているわけです。そのポイントがあるから線を引けるのかもしれませんが、採用されなかった既往最大雨量なので、ここでは外すということでございます。

森杉専門委員長 別の時に教えてください。倉島委員、ていねいに聞いてチェックしてください。今、別な方向に議論がいきそうですから。よろしいですか。

ひとこと言っておきたいのですが、地球環境問題に与える影響とか、そういうことは一切考慮していないのですね。例えば、とても貴重な河川であって、沿川に人が住んでいるかもしれないけれど、それにさわったら大きな影響を与えるというような場合、これをどうやるのかという判断基準は、ここに一切ないのですね。僕は、それがあってしかるべきかどうかということはわかりませんよ。だけど、これを実行することによって発生する社会的費用がある場合にはどうするのかは、ここの判断にはないのですね。それは最後のどこかに、ひとことあるべきだと僕は思うのですね。

及川河川開発課長 おっしゃることもそのとおりだと思います。これは、あくまでも沿川の資産とか人口とかを踏まえて、望ましい安全度だということでございます。貴重な自然等があれば対策手法で考慮していくということになります。

森杉専門委員長 その発想が問題だと、僕は言っているわけです。この計画を決めるときには自然の保全を含めた格好で決定しているはずですから、その段階で自動的に、必ず治水を守るということです。自然破壊があっても何でもとにかく守る、というわけですよ。それは本当にいいことですか、というのが概念的にも問題があるのではないかと。基本的な方針として、基本的な哲学として、問題があるのではないかと僕は思うのですけれども。

河川課松本総括課長 全国的に、国レベルでもまだそこまでは追いついていない現状でございます。治水安全度を定める場合には、昭和の時代までは流域の大きさだけで決めていたことがございました。その後、各県で、こういう様々な地域の実情を考えた治水安全度、県レベルの治水安全度を考えるという状況になってきたものです。ただ、今、委員長が言われたように、地域への影響、あるいは自然環境、そういう観点を取り入れた治水安全度を流域に想定することは、おそらく各県もまだ考えていないという状況だと思います。

森杉専門委員長 まだ考えていないと思うのですよ。だけど、そういうふうに率先していくべきで、むしろ河川局が怠慢だと思うな。河川局は、環境問題が優先課題の1つだと言ったにもかかわらず、この整備目標を設定する時に環境問題が一切出てこないというのは、どう見てもおかしいと思うね。これは僕の勝手な意見で、だから変えるというつもりはありませんけれども、ひとこと河川局に対してコメントしておきたい。

及川河川開発課長 ここに示しているのは、県の基準になります。

森杉専門委員長 それはわかりました。ただ基本的に、発想としてはそういうことではないですか。

平塚委員 素朴な質問です。当然かもしれませんが、これは案が作られた時点でのいろいろな数値に基づいていると思うのですけれども、例えば10年とか20年とか非常に長くかかる計画です。そうすると、その間にいろいろな条件が変化することを、どこまで見込んでいるのでしょうか。今、地球規模での大きな気象・気候変動がある確率で起こるだろ

うと言われています。そういったことも含めながら、もっと確実に、必ず来るのが人口減少です。さきほど平成 15 年という話がありましたが、例えば 2000 年から 2050 年の 50 年間で、岩手県の人口は半分になる。141 万人が確か 72 万人ぐらいになる。現時点での人口は 133 万人ぐらいだと思いますけれども、いままで考えられなかったような未曾有のスピードで人口が減少する。それは、ただ一様に全県的に減っていくのではなくて、鋭く落ちるところがあれば、それほどではなく緩やかに減少していくという濃淡があるわけですね。そうすると、では、今、想定されている地域の人口動態はどうなのか、ということが 1 つ。

もう 1 つは施設、資産あるいは産業構造等の分布もどうなっていくかを見込んで、そのうえで案を出していく。つまり、治水安全度は常に見直しながら、シミュレートしながら、その都度ベストなもので具体的な対策を講じていくのか、そのあたりを教えてください。

松本総括課長 基本的には、目標とする治水安全度は、現在のところ基本方針などでは変更していません。ただ、整備を進めるうえにおいて、流域の状況などでは、例えば家屋への浸水が懸念されるようなところは整備計画上のレベルで守る、あるいは改修を行っていく。ただ、その中で、地域の流域に非常に変化があって住家がなくなったような場合には、手法を検討して、場合によってはその氾濫を許容するような場合もあると考えています。基本的には、治水安全度は変えないというのが基本です。

森杉専門委員長 今のお話は、基本的に考えなければならない問題ですよ。人口だけではなくて、温暖化によって台風の状況とか、集中豪雨が極めて大きくなって、現在の 50 分の 1 の大きさの雨は、地球温暖化が過ぎたら 70 分の 1 ぐらいに、今の 120 分から 130 分の 1 の大きさの雨が、100 分の 1 の頻度でくる。そんなふうになるということになっていますから、人口は下げるほう、資産は下げるほうかもしれませんが、今度は温暖化の問題が影響して、ここの見直しのために長期的な影響は必要なことだと思います。毎年毎年、見直しをする必要はないと思うけれども、長期的な作業としては、そういう作業をしていかなければならないという非常に重要な課題を指摘しておられると思いますね。

ここでやるべきことではないかもしれないけれども、我々としては、そういうことを提案しておきたいですね。検討していただくといいのではないかと思いますね。

まずは、国がやるべきことだと思いますけれども。実際、この問題は国土技術政策総合研究所で研究していて、僕も雨がどのぐらいの形になって、被害はどうなるかということに対して、予測を発表していくというようなことをやっています。また河川局の予算取りの作戦かと、周囲から言われるから、対策としてどういうことを考えたらいいかすごく悩んでいますけれども。河川局の 1 つのテーマは、安全度をどうやって決定するかという問題になっているのです。やっているけれども、公表されていないかも。あるいは、そういうことを政策決定しましょうとはなっていない。これは、調査の段階だという意味です。

倉島委員 全く同意見なのですが、今のところ気候変動というのは、メソスケールぐらいの規模で、岩手県がどうなるか、もう少し粗っぽく次に秋田はどうなのか、こういう段階だと思うのです。今、気候変動をダウンスケールして、内挿していくような仕事があちこちでやられ始めているのです。

森杉専門委員長 そうですか、倉島委員もやっているのです。

倉島委員 そういうことを、片隅で結構ですから、人口の変動と同時に、これから徐々に県の河川行政の方にそういうアンテナを高くしていただきたいという要望はあります。

佐々木委員 今、少しずつ変わってきているのは確かですけれども、1999年だったと思いますが、軽米町ですごい大雨が降って、大きな被害が出たのです。あのあたりの雨が何で予測が出てこないのかと整理したら、この15年ぐらいで少しずつ変わってきていますね。狭い範囲でかなり大量の雨が降るようになっていきます。過去50年とかを一緒にしないで、過去50年をとった時と、この15年ぐらいをとった時とを比べます。そうすると母数が変わっていますので、確率紙で取ると傾きが変わっています。その傾きの違いが出てきます。良いことには、今日は津付ダムでもやったけれども、近年の豪雨を取り上げ集中的に雨を降らせた場合はどうなるか、という検討をしていますので、近年のように狭い範囲で集中的に降るような大雨に対してどうなるか、そういう対応の仕方はこの専門委員会でも少し検討していることになると思います。

堤委員 私がメールでいろいろ質問して、あるいはお願いした資料をありがとうございました。具体的にこの資料ができたからどうだということではないですが、わかったことは、同じぐらいのコストをかけて河川改修しても、50分の1、30分の1の治水安全度で4キロぐらいまでしか保全できない、あるいは50年とか60年かかると。予算の制約がある中で計画を作るとすれば、せいぜいその程度しかできないとすれば、やはり50年後に50分、30分の1だけでは不足しているし、まして農地、国道は4キロまで守れないとか、そういう結果になるのであれば、これはちょっと考えにくいなというふうに感じました。

100分の1がいいかどうかは、今いろいろ議論されているところですが、それよりも10年、20年そして30年である程度の治水ができないと、工事ができないとだめではないかなというふうにも思っています。もちろん予算との絡みがある中でということになります。ですから、例えばダムが180億円で、プラス50億円というあたりでいけば、比較するとしてもせいぜい200、200何十億円程度で、倍も違っていたら採用できないなというふうには感じています。倍かけてもいいから、同じぐらいの安全度が確保できるのであれば、それは検討してみたいなと、これは私の感覚で、そんな感じを受けました。何となく、早くできる、そして安く、というのは現実的な話になってくるのかな、というふうにも感じています。

ただ、できればダムはない方向が本当はいいのかな、とも思うのですが、ダムがいいとか悪いとか、それだけの話ではなくてトータル的に考えるべきだし、地元の方々はやいうちに災害から守ってほしいと思っていますので、それは地元の方々の意見を尊重したいというふうにも思いますので、早い工事ができればいいなというふうに感じます。感想でした。

森杉専門委員長 よろしゅうございますか。では、この件のご審議、ありがとうございました。

次のパブリックコメントにいいですね。パブリックコメントについての説明をお願いいたします。

<事務局から資料 7により築川ダム建設事業についての県民意見募集の実施結果について説明>

<河川課から資料 7により築川ダム建設事業についての県民意見募集の実施結果の詳細〔県基準（別紙1）及び国基準（別紙2）〕について説明>

< 河川課から資料 8 により市民団体等からの要望等に対する県の考え方について説明 >

森杉専門委員長 パブコメと1つの団体からの意見に関する県の見解が示されました。ご審議のほど、お願いしたいと思います。

大体いいですかね。

倉島委員 説明し尽くされた話だと思うのですが、資料 7 の県基準、別紙 2 の 2 ページ目、14 番の計画高水毎秒 780 立方メートルに対して、40 年間分のデータだと毎秒 310 から 370 立方メートルだと。この論法ですけれども、これは築川流域懇談会参考資料 2 の 6 ページにそういう資料が出ているということですが、その時、40 年間分の流量で 100 分の 1 のところで直線を引くわけですけれども、99%で下ろしてくると、ぴったりという点はないと思うのですが、可能であれば近傍のところの雨量を示したほうが。その雨量と、今回計画されている 48 時間雨量を比較すると、すっきりした回答になるのではないかと考えた次第です。

森杉専門委員長 今の件は、それはそれでご意見でいいですけど、これが今回の意見陳述を要望しておられる内容の第 1 項目ですね。ですので、今のようなご議論をいただくためにも、この項目で、次回、意見陳述をしていただいたほうがいいのではないかと、僕は思ったのですが、今のようなお話も含めて。倉島委員のお話はそれとは違うのですか。

倉島委員 すごく単純な話なのです。一見、計画高水流量の半分以下の数値が出ているわけですけれども、要は、この毎秒 780 立方メートルをお決めになったのは、100 年間ぐらいの雨量データから 100 年に 1 回起こり得る雨量を算定しているわけですね。その雨量を、さっき言った貯留関数モデルというところに打ち込んで流量を算定されているわけですね。ところが、この毎秒 310 から 370 立方メートルは、40 年間分の実測流量データに基づいて算定されたものですね。ですから、40 年間分の流量データで、毎秒 310、370 立方メートルの近傍にある対象洪水の雨量データ、雨量がどうなっているか。これを比較していただくと、ご意見を聞かなくても一目瞭然ですので、そういうふうな整理の仕方をしたほうがいいのではないかと。それが、このパブコメの意見に極めて近いような数値であれば、この計画は過大設計だということになりますし、その雨量が 48 時間雨量として算定された計画雨量よりも離れていれば、妥当な計画ということになります。これは一目瞭然で、数字で決着がつくような話ですので、そういう 1 つの数字を示していただきたい、そういうことです。

森杉専門委員長 それは今ではなくて、次回、修正するというだけでもいいですか。そういう作業をしてみて、ここを訂正するわけですね。

及川河川開発課長 試算してみて倉島委員のところにご相談に行きたと思いますけれども、いかがでしょうか。

倉島委員 もう 1 つ、パブコメの中と意見陳述のものとは一致している洪水予測の情報提供という項目がありまして、これを棄却するうんぬんという話ですけれども、パブコメのどこかで見失ってしまったのですが、棄却するのは間違いだという意見がありました。

いつか勉強させてもらった時に、洪水予測の手法として、分布型という、一番細かくす

ると 50 メートルメッシュぐらいの単位で水の流れを追跡して行って、最終的に川の計画の場所の流量を推定する方法ですけども、こういう手法を使いますが、これは私がやった感じでは、細かくやった手法が必ずしも正確に洪水を予測し得ないと。これは水文学をやる人間も思っていますが、さっき出てきた貯留関数法は大雑把な方法ですけども、むしろああいう大雑把なほうが精度がいいという場合も多々あります。最近、分布型の流出モデル、確かにビジュアル的には、この流域のこの部分にこれだけの水がたまっているといったような計算が出て、私のところの学生も今、卒業研究でそういうことをやっていて、見てくれはいいですが決して精度がいいものではありません。中間とりまとめでこれが出てきた段階で、ちょっとなと首をかしげるところではありました。洪水予測を視野に入れながら河川行政をやることは大変いいことですが、この前に出ていたような分布型のモデルを過信することは非常にまずいなと、私の経験上そうに思っています。それだけです。

森杉専門委員長 よろしいですね。はい、どうぞ。

平塚委員 環境については、先ほどの津付ダムと共通するような点もありますし、これも私の質問に対して月末にお答えいただくということですので、それと一緒に結構です。ここですと、魚についての話もありますし、土砂供給うんぬんというのがありますけれども、その辺もまとめて月末にお答えいただければと思います。

1 つだけ、県基準の 21 番あたり、利水のほうの話です。農業用水と水道用水があります。農地そのものは減少していますが、農業用水の消費量は非常に増えてきている。農業のやり方が変わってくるなど、いろいろ理由があると思いますけれども、その辺を水道用水等に回せば水不足の可能性はかなり減るのではないかということです。単純に総量として水が足りないのかどうか。少なくとも利水に関する部分については、もう一回きちっと検証したほうがいいのではないかと思います。

森杉専門委員長 おそらく今の件は、またお調べいただくのでしょうかけれども、21 番はいわゆる利水で、農業用水の水利権を転用できないかということですね。

平塚委員 ここだけに限らないですけども、農業用水がちょっとかかりすぎていて、水道用水にしわ寄せがきているということがありますので、まず、そちらが第一ではないかと。

及川河川開発課長 今のお話は、気候変動の話なのか、それとも取水自体の話なのか確認したいのですが。

平塚委員 取水です。

及川河川開発課長 実態の話ですね。確かに今、例えば土日にしろかきをする方も増えていますので、取水が週末に集中するとか、そういう実態があるかもしれません。計画上は、土日に集中するとかではなくて、しろかき日数を例えば面積に応じて何日やりますとか、昔ながらの比較的合理的、理想的な農業形態で作業した場合に必要な水しか見ていないので、もしかして実態としてはもっと水が不足するかもしれません。計画上は、計画的な農業用水の取水を行った場合の水収支計算を行って必要量を求めていますので、もしかしたら実態だとかなり水の状態は厳しいかもしれません。そこは我々、詳しく把握していないところでございます。

森杉専門委員長 実際、そうでしょうね、それしか手がないですね。実態は、また違ってもわからないですけども。堤委員、どうぞ。

堤委員 今のところで、前回の資料で人口の推移とか、水の供給能力の資料をいただいたのですが、先ほどおっしゃったように人口減少という世の中になってきて、本当に利水が必要なのかなと思う。例えば、先ほどだれかのパブコメの中で、自然に水が流れていて、渴れたら渴れたでもいいのではないかと、それが自然ではないかと、どこかでおっしゃっていたのがありました。それもまた1つで、環境が変わってくるけれども、自然の中で渴れる、これはこれでしょうがないかな、とも思いますね。

もう1つは利水に関して、矢巾町は人口が増えていくという話ですが、医大がくるからぼんと増えるかもしれませんが、本当に増えていくのか。矢巾町と盛岡市はどの時点からの計画で、こういう検討をして、水は本当に必要なのだということが、どこまで精査された結果なのか。新聞には（関係地方公共団体からなる検討の場に関する記事が）出ていたので、もちろん町と市はそういう意見だというのはわかりますけれども、それをとことん詰めて、水が本当にどれだけ必要かというのが煮詰まっているのか、私はわかりませんので何とも言えませんが、やはり利水に関しては少し疑問を持っています。治水とはまたちょっと違う部分ですけれども。

及川河川開発課長 人口減少下で、将来、本当に利水が必要になるのかというお話でございませぬけれども、築川の水源がいいのはどういうことかと言うと、上流から取って、浄水場の位置も高いために水圧、水頭があるので、自然流下でいろいろなところまで水が届きます。よって、他のところのようにポンプアップして高いところに持って行って配水する、というようなことが少ないので、経営上、非常にメリットがあるというのが盛岡市のおっしゃることです。将来、経営を考えれば、できれば他をやめてでも築川の水源を使いたいとおっしゃっているくらいですので、それは事業者としての判断ですから、我々は共同事業者として尊重せざるを得ないと考えております。

矢巾町については、地下水という水源自体は今あります。地下水ということで非常に不安定で、水源が複数ほしいと伺っています。ダム水源は非常に安定的だ、ということのようです。今回の検証では妥当と判断いたしました。

佐々木委員 この流域で、例えば洪水の時に冠水するとか、そういう戸数は出ていましたか。さっきからそれを探しているのだけれども。というのは、全体として回答のところ、そういう被害が出ている、あるいは被害が出ると予想されるということを明記した方がよいと思います。住んでいる人の生命と財産を守るためにダムを造る必要があるというように書き方がちょっと不足しているような感じです。津付ダムのときは、例えば陸前高田市だと3,000戸を超える家が危険にさらされている、だから必要だ、というような論法になっているけれども、このところではあまり出てこないで、そこをもう一回、見直しながらやってもらったほうがいいと思います。例えば、ダムの必要性の1番のところだと、最初に、築川ダムは、とあって、洪水調節とありますけれど、僕らではこれでわかるのですが、普通の人にはこれを言ってもわからない。何で洪水調節をするのか、それは下流に住んでいる人の命と財産を守るためにやるのだよと。そういう言い方、基本に返った言い方にしたほうがわかりやすいと思いますので、その点、もう一回、見直してもらえますか。

森杉専門委員長 今のご指摘は、津付ダムのように一覧表の中で、項目別に論点は何であるかを書く。その論点に対する数字をちゃんと書いてある一覧表にしていけないから、今

のようなご指摘が出てくるのだと思いますよ。だから毎回、当面そこまで獲得された一覧表を作って提示しておくという作業がどうしても必要になってくるのですね。いままで、しばらく一覧表の修正をやっていませんから、今のような御指摘を受けると思うのです。今のようなところは一覧表でわかりますから、表のいい点ですよ。

他にどうぞ。ないですか。

あとからでもいいですが、あまり時間がないので、今日は意見聴取をする必要があるかどうかを決めなければなりません。意見聴取を希望されている方は、今のところお一人で、参考資料 3 がありますが、そういうことについての意見を持っておられる。特定のお名前を出していいかわかりませんが、それはパブコメの中にもありまして、県でも一応の回答をしているという状況です。

もう一つは、1月11日に岩手県消費者団体連絡協議会から、国土問題研究会の上野氏の報告書を参考にしてほしいという要望がありました。この問題があるのですが、今回はまだ内容をよく見ることができていませんから、今日、議論をするのはやめて、当面、意見陳述を希望しておられるこの方のご意見がありまして、これに対する県の意見が出ているのですが、この状況に対して、意見陳述の場を、次回1月31日に持つことについてのお考えはいかがでしょうかと問いたいと思います。

倉島委員 繰り返しになるのですがけれども、私の立場から言うと、ダムを造る、造らないで一番問題になるのは計画高水の問題だと思うのです。これは長野県で、一時、ダムをストップしているいろいろ検討された中でも、あるダムでは計画高水、さっき言っていた貯留関数法の係数が過大な流出量を算出するようになっていたという決着がついて、計画高水が倍ぐらい、倍までいかなかったかな、それで延々と議論が続いたことを覚えています。この方のご意見で一番大きいのは、私はこの1番目だと思うのです。それで、さっき申し上げたように、もしかするとちょうどいい雨量データがないかもしれませんが、数字でばしっと割り切れるような話だと思うのです。

もう一つ、津付ダムの時みたいに周辺市町村の方とか、水防の方とか、広田湾の漁業関係者の方とか、内水面の漁協の方とか、そういういろいろな方のご意見をお聞きするのはいいのですが、このパブコメでも賛成、反対、いろいろありますので、いろいろな方のお話は聞きたいと思うのですが、もう一つ、さっきの洪水分布の話にしても、私から見ると、こういう話を聞かなければいけないのかなという感を強く持ってしまうのですが、いかなもののでしょうか。いろいろな立場の方の話を聞くというのだったら、私は、いかなとは思いますが、そんなところですよ。

森杉専門委員長 いろいろな立場の人のほうは、今回は県が国のダムの検証基準に基づいて全部やってくれていますので、それをここの専門委員会でもう一回やる必要はないのではないかと感じなのです。だから技術的な問題とか、数字でばちっと出るような論点であるときに、その主張について伺って、県の対応の意見についてもどうするかお話を伺って、という形がいいかな、と思ったのですが、津付ダムでやったように、いろいろな人、数人の意見を伺いましたが、あのような意見聴取は、今回の国の基準にはなくて、今回は関係地方公共団体からなる検討の場などを公開で行いなさい、国の基準に書いてあったからやっているということですね。我々は、この人も含めて、改めて意見陳述を全体でやらねばならないとは考えていません。そこは、いいですよ。

堤委員 この件に関しては一応の回答はされていますので、これを見て、私は意味がわかります。あとは、その中身の細かいところをこの委員会でやっていくかどうかというあたり、専門委員会でやりたいということがあれば、例えば事業費が不明確だとか。もちろん細かいことは見ていないわけですよ、それを私らがやるというのであればやぶさかではないけれども、例えば金額を積算して2億円、3億円、5億円違うと言っても、それは細かい話であって、基本的なところがもう進んでいけば、これはある程度の前提としてこの専門委員会は進めていかないと、時間も何もあったものではないという気がします。とりあえずは回答されて、今のところで大体の意味もわかりましたので、とりあえずはいいと思います。今後、深く何か出てくれば、その時にまた判断してもいいかもしれません。

森杉専門委員長 今のお話を伺っていると、次回、意見陳述をお願いするというのではなくて、まずはこう答えていますけれども、いかがでしょうかと、この中身を見てもらうことですかね。それでもう一回、意見陳述をしたいと言われるかどうか。まず回答を見てもらって、それに対してどんなふうと思うか、まず、これをやらないといけない。

堤委員 たぶん、相手は納得しないと思うのですよ。この程度の回答では全然だめだという話になると思うのです。専門委員会で、そのあとを判断すると言っても、いつまでこれをやっていくのだということなので。

倉島委員 目新しさというか新しい指摘があれば、例えば、重要な文化財が見つかったとか、洪水の算定に関する大きな違算があるとか、そういう大きい問題。いままで議論してきたことが書かれているような気がするので、一応回答して、納得していただけないかもしれないけれども、回答していただいて。僕は今のところ、特段、意見陳述の必要性は感じられないですけれどもね。やるとしたら、この1番の問題だと思います。これは一番大事な部分です。さっき私が言ったような方法で、簡単にというか納得いく数字で示すことは可能だと思います。

堤委員 過去にこれをやった時に、基本高水流量の話が出ましたよね。あの時の結果で、この議論は終わっているのではないのでしょうか。私はそう理解しているのですけれども。

だから、今さら基本高水流量がどうこうということはぶり返しの話で、あの時に既に結論は出ていると私は解釈しているのですけれども。技術的なこととか計算の仕方はわかりませんが、そういうことを前提にいままでやってきたつもりです。またゼロからやるというのであれば、あの時は何だったのだろうなと感じています。

森杉専門委員長 平成18年度の段階で、報告の形で、基本高水流量の妥当性についての勉強会をやったのでしたね。その段階で確かに終わっているのですけれども、それが議事録としては残っているのですが、一覧表のような形で、こういう問題については、こういう形で、こういう数字として決めましたよという、共通した格好での整理としては残っていないのですよ。僕はそれが気になるのです。去年の津付ダムは、そういうことのすべてを一覧表にして残しているから、これの繰り返いは絶対にはないですが、あの時は個別の議事録で残っているだけなのです。今回の中に、この問題の論点が、こういう数字でこちらのほうがいいです、という整理ができていないのです。それは気になる場所ですよ。おっしゃるように、確かに決着は当時においてついています。そのあと、反論があったら言ってくださいとしていたけれど、反論があったわけではないので、暗黙裏にこれで了解されたと思っているのですけれども、必ずしもそうではないですね。これは微妙な問題で

す。

お二人の委員が、意見陳述はいかがかなとおっしゃるのですけれども、私としては、これは国基準についてだから、この方の意見陳述だけは、次回やってもらったほうがいいのではないですかね。県の見解についてのコメントも、もちろんやっていただきたい、という形のもので要望すると。とにかく一応、これに関する反論的なことも含めた格好での意見をいただく、というふうな形でやりませんか。どうでしょうか。

たぶん1時間では無理かもしれませんね。ご質問とか、ご意見とか、その場では委員のほうからも積極的な形でいただきたいのですけれども。県は、その場では答えるわけにはいかないでしょうけれども。

堤委員 参考に、その市民ネットワークという組織は、どういう組織なのでしょう。

荒澤主査 どのような団体かは、明確にはわからないということになります。

堤委員 何人ぐらいとか。

荒澤主査 ホームページなどは立ち上げているようですけれども、どういう方々によって構成されているかなどの詳細な内容については、よくわからない状況です。

堤委員 会長だとか代表だとかを明確にして、住所とか氏名とか、はっきりした団体でないと。存在がはっきりしない方がここに来て、何だかんだと言われても困るのですね。あやふやな団体の書面に対して、こういう公の委員会に来てもらうということは。

荒澤主査 参考資料の2を見ていただきたいのですが、表紙の裏のほうに、築川のダムと自然を考える市民ネットワーク 代表代行 井上博夫さんとあって、事務局がこうだというふうに書かれています。こういう市民団体から意見陳述させてほしいという意見があがってきていて、その内容は参考資料3のとおりですということなのですが、もしこの内容が審議論点になり得るなど、専門委員会の審議にとって意見陳述が必要な内容であれば、専門委員会としては意見を聴くこともできるのかなと、事務局としてはそう思っています。

これは参考情報ですけれども、平成17年度の築川ダムの再評価の審議の際には、井上さんからの意見陳述をもらっているところです。

森杉専門委員長 あの時は、基本高水流量の件だけでしたか。今回、論点になっているようなところは。

荒澤主査 基本高水流量もその時の井上さんの意見陳述の内容でしたが、その他に便益の算定の方法に現状が反映されていないのではないかと、そういったお話もあったと記憶しております。

森杉専門委員長 いろいろなことがあったのですね。どうですか。これはやりましようよ。

倉島委員 例えば、参考資料3の2ページ目の意見、超過洪水の話は、流入量イコール流出量はあり得ない。ダムが完全に洪水調節能力を失ってそのまま放流するような事態は、今の計画洪水の3倍、4倍ぐらいの雨が降ればあるかもしれないけれども、現実にダムのボリュームの中で洪水をカットしているわけだから、こういう超過洪水、流入量イコール流出量となる場合もあるためと決めつけておられるのですね。気候変動でそういう雨も降るかもしれないけれども、ちょっと考えられないような意見もあったり、さっきから言っていますが、洪水情報、確かに洪水情報は大事ですけれども、中間とりまとめに出て

いるみたいな洪水予測手法とか、改めてまた聞くのかなと思うと、気が重くなるようなこともないではないですけども。

森杉専門委員長 この辺は県の見解としてどこかで指摘しておいたほうがいいかもしれませんね。あるいは、我々のほうとしてはそんなふうに思っているということ、今日の議事録の中に残しておいたほうがいいですね。今の仮説の問題点に関しては。その時点でも、また言っておけばいいですから。今回、その点は間違っていないか、それをチェックしてください、という指摘を事前にしなければならないかもしれない。

これまでに、反対の意見も含めて、多くの意見が提出があって、その内容も踏まえて、専門委員会では審議を進めてきていて、県民の皆さんの意見の趣旨は十分に理解できたと考えていますが、パブコメの中で提出された意見の中で具体的な根拠を用いて代替案や基本高水流量などについて意見を述べているものについては、さらに掘り下げた審議を行う観点から、積極的に当専門委員会で意見聴取してもよいのではないかと思ったのですけれどもね。すみません。やりたいのですけれども、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次回の専門委員会では、井上さんに意見陳述をお願いしたいと思います。

堤委員 時間を限定しましょう。10分とか15分とかやっていかないと、延々と始まりますから。ポイントを絞って15分とか。意見陳述ですからね。議論するわけではないですよ。専門委員会としては、ここで議論する材料を持っていないですもの。

森杉専門委員長 この意見の中身を説明されるわけですよ。それで県の見解がどうかということと言われるわけですね。我々は、あと質疑応答に入るわけですね。

堤委員 県に対して意見陳述をするということですか。委員長に対してですか。

森杉専門委員長 おそらく委員会ですね。

堤委員 それらを明確にして、きちっと時間制限をしていかないと、どうしようもなくなってくる。結論は出ないかもしれませんから。

森杉専門委員長 いや、何とか出したいですよ。もちろん、意見分かれもしようがないことかもしれませんが。時間はどんな感じですか。

荒澤主査 例えば、去年の津付ダムの意見聴取の際には、お一人当たり10分から15分程度で、こういうことについて意見を聞きたいからというように決めておりました。去年であれば、気仙川の治水対策についてどうお考えか、ということについて専門委員会として調査、審議するのに参考にしたいから意見をお願いしますということで、時間と、意見をいただく内容について定めたくて意見聴取を行っている経緯はあります。

森杉専門委員長 それはいいですね。

堤委員 意見陳述を受け入れていると、いろいろな人から、また意見陳述の要望が出てきて、しめしがつかなくなるのは困るなというふうには思っているのです。ですから、やるとしても限定したもので、本当に必要な意見について列挙した形でやっていかないと、あれもこれもなってくると、しめしがつかないし、議論が延々と2時間、3時間とってしまう可能性があるんで、理解したのものもあるだろうし、理解していないのものもあるかもしれないので、ある程度のものについて時間を制限して意見をお聴きする。私たちも質問するかもしれないという場面ならいいかなとも思います。

森杉専門委員長 いや、今日決めてこれで終わり。今のところ、他の方からの意見聴取は

必要ないという想定です。さっきの上野さんの資料も気になってはいますが、それは次回、検討した結果で。

荒澤主査 同じく参考資料 2の3ページ目にある専門委員長あての資料になりますが、岩手県消費者団体連絡協議会の要望書の内容を見ますと、「貴専門委員会としても論議の参考にしていただければと文書をお送りするものです。」ということで、「国土問題研究会 上野鉄男先生」が作成した資料がついています。議論の参考にしていただければということで、市民ネットワークさんのように意見陳述をさせてくれという直接的な内容にはなってはおりません。

森杉専門委員長 上野さんの資料の中身について、まだ県では検討していませんよね。

荒澤主査 この資料の中身に対する県の考え方は、次回以降、早ければ次回の専門委員会で説明させていただきます。

森杉専門委員長 上野さんの意見陳述というよりも、まずは県がこれを読んでみて、どういうふうな回答をするかの作業をしないと、どうしようもないでしょう。

及川河川開発課長 中身を見たところ、大体、今回のパブリックコメントの回答を当てはめることができるのではないかと考えています。

森杉専門委員長 そうですか。これはたぶん大丈夫ですね。そうすると、井上さんから意見陳述を伺う。時間も制限をするということ。

荒澤主査 この全部の内容について意見陳述をいただくとなると相当の時間を確保しなければならぬと思っております。意見を聞くに際しては、例えば論点が5年前もお話しいただいていた内容だとすれば、5年前との違いは何かといったところをポイントにお話ししていただくとか、そういった工夫が必要ではないかと思っておりますけれども。

森杉専門委員長 時間を制限しておいて、選択としては一番言いたいことに絞った形のものもいいかもしれない。優先順位として、このうちのどれから選んだらいいか、今、ご意見がありましたら伺って、私と事務局で検討させていただきますでしょうか。

佐々木委員 時間は制限しても良いと思います。議論が1つ1つかみ合えば時間をとっていいけれども、かみ合わないところかその場で理解できないところもあると思いますので、こちらからの回答も、向こうが言ったことも、お互いゆっくり検討するのがいいかもしれない。こっちからの質問も時間制限をして良いです。

政策推進室南評価課長 昨年の津付ダムの際に、議事関係者からの意見聴取ということで、お一人15分程度とのお話をしたわけですが、基本的に1テーマについて15分程度ということでございました。今回、井上さんのほうからはかなりの項目数が出ているわけですので、これを全部やることになりましてそれ相応の時間がかかってくることは、皆様、先ほどからお話をされているとおりです。したがって、ある程度、時間の制約の問題もありますので、限定していく形を念頭に置きながら、あとは項目のセレクトについて、委員会側としてセレクトするのか、あるいは先方さんの御希望、意向を尊重するのか、そういう考え方もいろいろありますでしょうから、それについては専門委員長と事務局のほうで、改めて調整をさせていただければと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

森杉専門委員長 よろしゅうございますか。時間制限は約束いたします。意見陳述の詳細につきましては、私と事務局のほうで整理をいたします。

これで今日の議事は終わっていいですかね。

荒澤主査 本日、専門委員会で検討、整理する必要がある内容がございます。市民団体等からの要望に対する県の考え方が、今日、報告されたわけですが、専門委員会として、それをどう考えるかということと、パブリックコメントで県の考え方が報告されたわけですけれども、専門委員会としてのパブリックコメントの意見に対する考え方の整理を、本日していただければと思います。

森杉専門委員長 後者のほう、これは先ほどの説明に対してご意見をいただきまして、基本高水流量のところの書き方の点を除いては、基本的に県の対応はよろしいと。こういう認識であったと、私は受けとっております。

環境等への影響については1月31日の段階で、県としてどこまでのことがわかっているか、ということのデータが出てきます。専門委員会としては、この点を除いては、一応、基本的に今回の県の対応は承認していると思います。

それから、公開討論会を開いてほしいという要望がありましたが、県は、地元住民等への説明をいろいろなところでやっていますし、加えてパブリックコメントを行っていて反対の意見も含め多くの意見が提出されており、本日は、県の考え方も併せて報告を受けて検討しましたので、県民の皆様の意見については理解できたと思っています。この専門委員会は、(県の評価結果が妥当であるかどうか調査審議する場であって)地域住民と県との意見を闘わせるような場ではないと考えていますので、我々としては、公開討論会はやらないということによろしゅうございますね。

今の2つは、そういう県の考え方について承認いたします、ということでもいいですね。専門委員会ではそのようにご承認いただきました。

荒澤主査 あと、知事には出ていないのですが、専門委員会だけに出ている申し入れ書がありまして、参考資料2の2ページ目ですが、これは新日本婦人の会盛岡支部のほうから出ている申し入れ書ですけれども、築川ダム建設事業について疑問や中止を求める声が市民の間に広がっていると。この市民の声を審議に反映させていただきたく、広く呼びかけて意見陳述の機会を設けてくださいという、これは専門委員会あてに申し入れが出ているわけです。これに対する専門委員会の対応といえますか整理についても、本日、検討していただきたかったということです。

森杉専門委員長 これも今のお話で、大体、決着がついていますね。パブリックコメントの段階で、反対の意見も含めて多くの意見が出されていて、本日の専門委員会では、この内容も含めて検討しておりますので、この審議をもって対応していると私は思いますが、この点はいかがですか。

堤委員 この申し入れも含めて意見陳述をしてください、というのが2つ出ているので、こっちをやってこっちはやらない、というわけにはいかないのではないですか。

森杉専門委員長 こちらの方は、(意見陳述を)自分でやりたいと言っていないのですよ。

堤委員 広く呼びかけてとは言えけれども、この人たちが意見陳述をさせていただきますと、私はそういうふうに解釈しませんが。

荒澤主査 事務局のほうで、この申し入れ書の中の「広く呼びかけて意見陳述の機会を設けて下さい。」という内容の趣旨を確認しておりまして、これは新日本婦人の会盛岡支部として意見陳述したいということではなくて、いろいろな方が意見陳述できるような機会を設けてください、ということだということでした。

森杉専門委員長 では、いいですね。今回のパブリックコメントの意見の内容も確認しましたが、市民ネットワークの井上さんの意見の他には、特に改めて意見陳述を求めるような内容はありませんでした。このような状況下で、改めて広く呼びかけて意見陳述の機会を設けたとしても新たな論点が出てきたり、現在の論点の深化もなさそうですので、そういう専門委員会の意向でよろしゅうございますか。

それでは、次回の専門委員会では市民ネットワークの井上さんから意見聴取を行うこととします。

(2) その他
特になし

4 閉会

< 事務局から閉会を宣言 >